

時期	応急段階
区分	応急生活支援
分野	海外からの応援
検証項目	海外からの救援物資の受入れと配分調整

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、輸出入検疫規則
執行主体	国・県・市町等
財源	(要請(受入)団体あるいは支援側の自己負担)
概要	<p>大規模災害等が発生した場合、メディアを通じてその情報が海外にも伝達され、多くの人々の善意により救援物資が被災地域に向けて送られる。被災地域において海外からの支援物資が有用に活用されるためには、被害情報や被災地域のニーズ等を正確に海外に発信していく必要がある。また、発災直後において被災地域が混乱している状況下においては、被災地等に過大な負担をかけないようにする必要もある。</p> <p>阪神・淡路大震災においては、国内のみならず海外からも数多くの救援物資の申し出があり、関係機関は必要な措置を講じるなどし救援物資の受入を行ったが、中には日本では使用できない物資が届くこともあった。</p>

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 取組内容</p> <p>【外務省】 海外からの支援の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在外公館等と連携を図り、海外からの支援の申し出を受けた。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局編,p134] <p>【大蔵省】 救援物資に対する税関手続き上の特別措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外からの救援物資について、関税等を免除する特別措置の周知及び提出書類の省略等簡易な通関を認め最優先で処理した。[『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局編,p135] <p>国際物流円滑化のための税関の緊急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日の通関業務の実施、損傷貨物に対する関税等の減免及び戻し税手続きの簡素化、外国貨物の蔵置場所の確保、休日相談窓口の開設等を行った。[『平成8年版防災白書』国土庁,p284][『震災対策の充実のために 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて』総務庁行政監察局編,p135] <p>【厚生労働省】 海外からの医薬品等の支援申し出については、我が国で使用実績のないものや、添付文書、取扱説明書が外国語で記載されているものの取扱いなどについて安全性確保の観点から慎重に対応する必要があることから、厚生労働省においては、国内で確保できるものは国内で確保することを基本とし、国内にはない医薬品等を使用する必要がある場合などには、被災地方公共団体等が、必要となる医薬品等の種類及び数量等を把握して厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課が設置する災害緊急時用の専用窓口に応じ、国内に受け入れることとする。[『平成8年版防災白書』国土庁,p290][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p166]</p> <p>【郵政省】 被災地域における郵便業務の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵政省においては、被災地域の郵便業務の確保を図るため、国際郵便物通関交換事務を扱う神戸

	<p>港郵便局の業務の臨時移管措置を講じた。[『平成8年版防災白書』国土庁,p304-305][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p172-173]</p> <p>救助用小包郵便物の開破と集積所等への配送</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵政省においては、平成7年1月23日から29日まで、神戸市の要請により、神戸市災害対策本部あての救助用小包郵便物のうち約7万個を配達済みとみなし、神戸市に代わって郵便局において開破の上、内容品を分類し、神戸市の指定する集積所等へ配送した。[『平成8年版防災白書』国土庁,p305][『阪神・淡路大震災調査報告総集編』阪神・淡路大震災報告編集委員会,p173] <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>外国からの救援活動等の人的・物的支援については、76の国・地域、国連、WHO、欧州連合からの申し入れ支援があり、被災自治体の意向を確認した上で、政府として、44の国・地域の支援の受入れを決定した。[『平成7年版防災白書』国土庁,p62][『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p23-24]</p>																
県	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>海外からの支援申し出に対し、国際部（知事公室）が担当窓口となり、庁内外の関係部署との調整を行った。</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>世界の75カ国（地域）・7姉妹州省（地方）の政府、企業、民間団体、日系人団体、個人等：水、食料、防寒用衣類などの必需品をはじめとして、防水シート、テントや赤ちゃんのミルク、応急医薬品などの救援物資及び義援金、激励の手紙、絵画、見舞状など500件以上が兵庫県に寄せられた。</p>																
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【神戸市】</p> <p>神戸市においては、（財）神戸国際協力センターが担当窓口となり、海外からの支援の受入れを行った。また、神戸港において使用可能なバースを調査し、六甲アイランドを基地とする救援物資の搬入ルートを開設した。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995』神戸市,p596]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>【神戸市】</p> <p>神戸市が把握している海外からの人的支援は次のとおりである。[『阪神・淡路大震災 神戸市の記録 1995』神戸市,p596]</p> <table border="1" data-bbox="331 1391 1318 1655"> <tr> <td>・援助国数：</td> <td>24カ国・77団体</td> </tr> <tr> <td>・主な援助内容：</td> <td></td> </tr> <tr> <td>毛布</td> <td>約50,000枚</td> </tr> <tr> <td>飲料水</td> <td>約200トン</td> </tr> <tr> <td>食料品</td> <td>約10,000箱</td> </tr> <tr> <td>衣料品</td> <td>約20トン</td> </tr> <tr> <td>合板</td> <td>100,000枚</td> </tr> <tr> <td>粉ミルク</td> <td>約70トン</td> </tr> </table>	・援助国数：	24カ国・77団体	・主な援助内容：		毛布	約50,000枚	飲料水	約200トン	食料品	約10,000箱	衣料品	約20トン	合板	100,000枚	粉ミルク	約70トン
・援助国数：	24カ国・77団体																
・主な援助内容：																	
毛布	約50,000枚																
飲料水	約200トン																
食料品	約10,000箱																
衣料品	約20トン																
合板	100,000枚																
粉ミルク	約70トン																
その他	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>政府間の支援に加え、民間ベースでも多くの支援の申し入れがあった。また、日本赤十字社においては、国際赤十字・赤新月社連盟（以下「連盟」）、姉妹赤十字社から様々な形の協力の申し出が予想されたことから、資金のみを受け、その他の人的協力、物資援助については自国内で対応できると断ることとし、その旨をあらかじめ連盟に連絡するなどの対応をとった。[『阪神・淡路大震災 救護活動の記録』日本赤十字社,p131]</p> <p>物資の輸送支援としては、大阪商船三井船舶、川崎汽船、日本郵船の外航定期船運航船社（外航定航3社）が、1月20日に海外の民間からの生活関連援助物資の海上運賃を無料とすること決定し、25日に日本赤十字社、27日に兵庫県地震対策本部並びに経済団体連合会に連絡した。[『阪神・淡路大震災の海運及び海上物流への影響と対応』（社）日本船主協会,p72]</p>																

	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p> <p>海外からの多くの救援物資が被災地域に届けられた。[『平成7年版防災白書』国土庁,p62][『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p64][『阪神・淡路大震災 神戸市の記録1995年』神戸市,p96-597]</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>防災基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、防災基本計画の修正に当たって、海外からの支援の受け入れについて定めた。[『防災基本計画』中央防災会議] <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【海外からの支援の受け入れ活動関係】</p> <p>海外からの支援については、即座に到着が可能であるか、被災地等に過大な負担をかけさせない自己完結型であるかなどを、国〔内閣府、外務省、警察庁〕は発災前にあらかじめ個々の支援機関について調査し、その情報の蓄積を図っておくものとする。</p> <p>国〔内閣府等〕はあらかじめ海外からの支援の受け入れの可能性のある分野について検討し、その対応方針を定めておくものとする。</p> <p>国〔内閣府、外務省、農林水産省、警察庁等〕は、海外からの支援を受け入れる場合に必要の諸手続などについては、あらかじめ定めておくものとする。</p> </div> <p>海外からの支援受け入れに関する関係省庁連絡会議申合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外からの支援受け入れについて防災基本計画に規定を設けた上で、平成10年1月20日に海外からの支援受け入れ可能性のある分野毎の対応省庁及び対応方針、支援受け入れ手続き等を定めた関係省庁間の申し合わせを行った。 この申合せを踏まえ、平成10年6月23日には南関東地域震災応急対策活動要領を修正し、海外からの支援に関する規程が盛り込まれた。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第3 海外からの支援受け入れ</p> <p>支援受け入れ分野毎の対応方針、海外からの支援の受け入れに関する手続きの流れについては、海外からの支援受け入れに関する関係省庁連絡会議申合せによるものとする。</p> <p>1 海外からの支援受け入れの手続き</p> <p>(1) 外交ルートにて海外から支援の申し入れがあった場合には、外務省は緊急災害対策本部に対し、支援の種類、規模、内容、到着予定日時、場所等を通報する。</p> <p>(2) 緊急災害対策本部は、外務省からの連絡を受け、被災地方公共団体及び関係省庁にニーズ等を照会し、支援受け入れの可能性を検討する。</p> <p>(3) 緊急災害対策本部が支援の受け入れを決定した場合、あらかじめ定めた対応方針に基づいて受け入れ計画を作成し、関係省庁、被災地方公共団体に受け入れ計画を提示するとともに、外務省を通じ、申し入れ国に対し、受け入れ計画を通報する。その後、関係省庁は受け入れ計画に基づき支援を受け入れる。</p> <p>(4) 緊急災害対策本部が支援を受け入れないと決定した場合、関係省庁、被災地方公共団体に受け入れない旨連絡するとともに、外務省を通じ、申し入れ国に対し、受け入れない旨通報する。</p> </div> <p>[『南関東地域震災応急対策活動要領』中央防災会議]</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>地域防災計画において、災害時に海外から救援物資の提供や救援隊派遣等の支援の申し出があった場合の受け入れについて定めた。[『兵庫県地域防災計画』兵庫県]</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p> <p>【神戸市】</p> <p>地域防災計画において、外務省経由の海外支援の場合と直接市へ申し入れのある海外支援の場合における受入体制や受入方針等を定めた。[『神戸市地域防災計画』神戸市]</p>
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組</p>

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果	
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>米国ボランティア団体「アメリカアーズ」より送られた鎮痛剤が、日本国内の許容量を大幅に超えていたため配布できず、緊急用備蓄にまわすこととしたが、アメリカアーズ側の判断でフィリピンへ転送された。（読売新聞大阪本社『阪神大震災』読売新聞社）</p> <p>海外からの救援物資は、市長室国際課を窓口、毛布、水、粉ミルク、ラーメン、紙おむつなどが、24カ国、77団体から届けられた。うち、政府や公的団体が21団体、民間団体が56団体であった。世界各国から届けられた物資は、主に関西国際空港に届けられた後、六甲アイランドの神戸航空貨物ターミナルを経て、民生局の設置した配送拠点を經由して、市内の避難所へ届けられた。こうした国際救援物資についても、水道復旧後に届いたミネラルウォーターや暖かくなってからの毛布など時期を逸したものや、生活習慣の違いから日本では使用できない物資や説明書きが外国語のため使用方法が分からない物資が届くことなどの問題があった。（『平成7年兵庫県南部地震神戸市災害対策本部民生部の記録』神戸市民生局）</p>	
課題の整理	
<p>海外からの受入れに関する国・地方公共団体等関係機関の役割分担や費用負担等</p> <p>海外に対する適切な情報提供（被害情報、被災地域のニーズ等）</p>	
今後の考え方など	
<p>地域防災計画に沿って対応する。（兵庫県）</p> <p>神戸市地域防災計画防災対応マニュアルの中で、海外からの救援物資受け入れについて適切な対応を行うために、「海外支援受け入れマニュアル（物的支援）」を定めており、責任と役割分担を明確にしている。（神戸市）</p> <p>国、県等関係機関を通じて、可能な範囲で情報提供に努める。（尼崎市）</p>	